

県民運動活性化助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）は、青少年育成埼玉県民運動（以下「県民運動」という。）を全県に広く普及させるため、地域での青少年の健全育成に資する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体（以下「団体」という。）は、県民会議の正会員である団体及び各市町村青少年育成推進団体（以下「推進団体」という。）とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助経費」という。）並びに補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(1) 子供のための体験活動事業

地域の子供たちが広く参加できる体験活動を提供する事業

(2) 非行防止活動事業

推進団体が行う非行防止パトロールのスキルアップのための研修その他啓発物品の作成などの非行防止活動のための事業

(3) 先進的事業又は賛助会員連携事業

青少年の健全育成を目的とした他の団体に波及が期待できる先進的な事業、又は、賛助会員（団体）と連携する事業（いずれも新規事業に限る）

(4) その他青少年健全育成に資すると認められる事業

その他青少年健全育成に資すると認められる事業

(補助事業数)

第4条 補助事業は、原則として1団体当たり1事業とする。ただし、同一の市町村から2団体以上申請する場合は優先順位を付して申請するものとする。

2 1会計年度の補助事業数は県民会議会長（以下「会長」という。）が別に定める。

3 複数の団体が補助事業を共同実施することは妨げない。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条(1)、(2)及び(4)の補助事業では、様式第2号及び補助事業に係る歳入歳出予算書を、(3)の補助事業では、様式第3号及び補助事業に係る歳入歳出予算書を添付しなければならない。

3 第1項の及び第2項申請書の提出期限は、会長の指定する日とする。

(補助金の交付決定順位)

第6条 補助金の交付決定順位は次のとおりとする。

(1) 子供のための体験活動事業、非行防止活動事業及びその他青少年健全育成に資すると認められる事業

ア 各団体が付した優先順位1位の申請数（以下「1位申請数」という。）が予算を上回った場合には、別に定める選考基準に従い決定する。

イ 1位申請数が予算を下回った場合には、原則、すべて決定し、予算の残額分は順位2位以下の事業から選考基準に従い決定する。

(2) 先進的事業又は賛助会員連携事業

選考基準により点数を付け、必要点数に満たなかった場合は選外とする。また、予算で設定された件数を超えての申請があった場合は、選考基準による点数を付けたものを参考として青少年育成埼玉県民会議小委員会の委員による審査（書面）を行い、決定する。

(交付の決定の通知)

第7条 会長は、補助金の交付を決定したとき、又は補助金の交付決定額の変更をしたときは、速やかに申請した者に対し、様式第4号の決定通知書を交付するものとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第8条 交付決定を受けた事業内容を変更又は中止しようとするときは、様式第5号の承認申請書を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認める軽微な変更は、この限りではない。

2 前項の承認申請書には、様式第6号の事業変更計画書を添付しなければならない。

3 第1項の会長が認める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、会長の求めにより、補助事業の遂行の状況について報告書を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の実施年度の3月20日のいずれか早い日までに様式第7号の実績報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

(1) 様式第8号の実績書

- (2) 支出に関する証拠書類
- (3) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (4) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式9号の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の補助金請求書を会長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 会長は、第10条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(決定の取消し等)

第14条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、この事業実施の会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(立入検査等)

第16条 会長は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは

検査に立ち合わせ、又は県民会議局員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任等)

第17条 会長は、この要綱の実施に関して、その権限の一部を県民会議事務局長に委任することができる。

2 県民会議事務局長は、この要綱の取扱いについて必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

| 補 助 経 費 | 補助率・補助額 |
|---|---|
| (1)報償費 (2)旅 費 （報償費及び旅費については外部講師等のみ） (3)消耗品費 (4)印刷製本費 (5)役務費 （通信運搬費、手数料等） (6)使用料及び賃借料 | 補助率 10/10以内 補助額（1 補助事業につき） （1）子供のための体験活動事業 新規事業7万円以内、既存事業5万円以内。 （2）非行防止活動事業及び（4）その他青少年健全育成に資すると認められる事業 3万円以内。 （3）先進的事業又は賛助会員連携事業 10万円以内。 ただし、千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |